

2018年9月10日  
北海道電力株式会社

## 平成30年北海道胆振東部地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の災害特別措置の実施

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

また、このたびの停電により、お客さまには大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

当社は、災害救助法が適用された市町村で被災されたお客さまに対する電気料金等の災害特別措置について、9月10日付で経済産業大臣に認可・承認申請し、9月10日、認可・承認されました。災害特別措置の内容は以下のとおりです。

### 1. 対象地域

北海道全市町村（179市町村）

### 2. 災害特別措置の内容

#### <当社と電気のご契約をいただいているお客さま>

#### (1) 電気料金の支払期日（※1）の延長

2018年8月（支払期日が9月6日以降のものといたします。）、9月および10月料金計算分の支払期日を各々1か月間延長します。

#### (2) 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月から6か月間に限り、被災時から引続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

#### (3) 工事費負担金（※2）の免除

被災時と同じ契約内容で2019年3月末日までに、新たに電気の使用を申し込まれる場合には、工事費負担金を免除します。

#### (4) 臨時工事費（※2）の免除

2019年3月末日までに、再建等のために臨時の電気の使用を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除します。

#### (5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から2019年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

## (6) 諸工料（※2）の免除

被災時と同じ供給方法で2019年3月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（※1）お客さまの計量器を検針した日の翌日から起算して30日目をいいます。

（※2）工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

## <当社以外の小売電気事業者さま>

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点については、以下のとおりとします。

### (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2018年8月（支払期日が9月6日以降のものとしたします。）、9月および10月料金計算分の料金算定日を各々1か月間延長します。

### (2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災日が属する料金計算月の翌月から6か月間に限り、被災時から引続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除します。

### (3) 工事費負担金（※3）の免除

被災時と同じ契約内容で2019年3月末日までに、新たに接続送電サービスを申し込まれる場合には、工事費負担金を免除します。

### (4) 臨時工事費（※3）の免除

2019年3月末日までに、再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれる場合には、臨時工事費を免除します。

### (5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金等の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から2019年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除します。

### (6) 諸工料（※3）の免除

被災時と同じ供給方法で2019年3月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（※3）工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、当社以外の小売電気事業者さま等にご負担いただく費用をいいます。

### 3. 災害特別措置の申込み方法

#### <当社と電気のご契約をいただいているお客さま>

この災害特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄の当社事業所までお申し込みください。

##### 【お申込み先】

最寄の当社事業所については、下記リンクよりご確認ください。

[http://www.hepco.co.jp/cgi-bin/branch/adrs\\_list.cgi](http://www.hepco.co.jp/cgi-bin/branch/adrs_list.cgi)

9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

#### <当社以外の小売電気事業者さま>

この災害特別措置の適用を希望される小売電気事業者さまは、当社の業務部託送サービスセンターまでお申し込みください。

##### 【お申込み先】

北海道電力（株）業務部託送サービスセンター

札幌市中央区北6条西14丁目

0570-080-500（ナビダイヤル）

9：00～12：00、13：00～17：00（土・日・祝日を除く）

##### 【約款】

約款については、以下の各ページをご覧ください。

特定小売供給約款以外の供給条件（料金等についての特別措置）

[各種約款・要綱](#)

託送供給等約款以外の供給条件（料金等についての特別措置）

[託送供給等約款および要綱](#)

離島供給約款および電気最終保障供給約款（料金等についての特別措置）

[離島供給等約款および電気最終保障約款](#)

##### 【お客さまへのご説明資料】

平成30年胆振東部地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の災害特別措置のお知らせ

以 上

平成30年9月

お客さま各位

北海道電力株式会社

### 平成30年北海道胆振東部地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の災害特別措置のお知らせ

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

また、このたびの停電により、お客さまには大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

さて、弊社は、被災されたお客さまに対しまして、下記のとおり電気料金等に関わる災害特別措置を実施させていただきます。

災害特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄の弊社事業所へお申し出くださいますようお願い申し上げます。

記

#### 1. 対象地域

平成30年9月6日に災害救助法が適用された北海道全市町村（179市町村）といたします。

#### 2. 対象のお客さま

被災されたお客さまのうち、この災害特別措置適用のお申し出をされたお客さまを対象といたします。

#### 3. 災害特別措置の内容

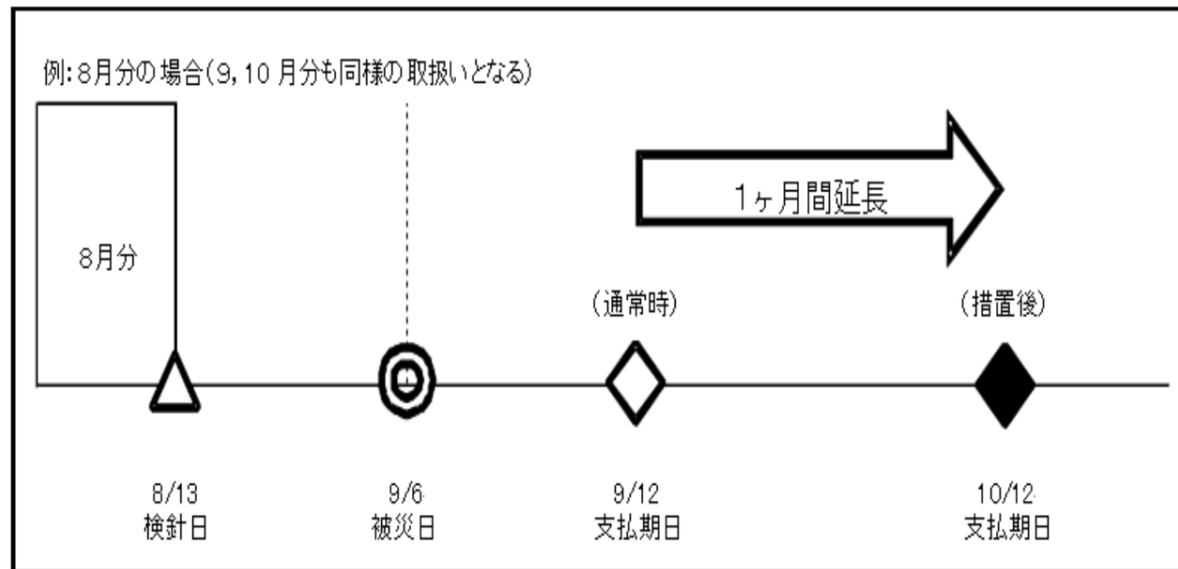
項目	内容
(1) 電気料金の支払期日の延長について	平成30年8月（支払期日が9月6日以降のものとしたします。）、9月および10月料金計算分の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長いたします。 ※別紙「災害特別措置の概要（図例）」を参照願います。
(2) 不使用月の電気料金の免除について	被災日が属する料金計算月の翌月から6か月間に限り、被災時から引続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。
(3) 工事費負担金の免除について	被災時と同じ契約内容で平成31年3月末日までに、新たに電気の使用を申し込まれる場合には、工事費負担金を免除いたします。
(4) 臨時工事費の免除について	平成31年3月末日までに、再建等のために臨時の電気の使用を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除いたします。
(5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除について	電気設備が本災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から平成31年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。 ※別紙「災害特別措置の概要（図例）」を参照願います。
(6) 引込線、計量器等の諸工料の免除について	被災時と同じ供給方法で平成31年3月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれる場合には、それに伴う諸工料を免除いたします。

以上

# 災害特別措置の概要（図例）

## (1) 支払期日の延長について

例) 平成30年8月料金計算分の場合（平成30年9月および10月料金計算分も同様の取扱いとなります。）



※平成30年8月（支払期日が9月6日以降のものいたします。）、9月および10月料金計算分の支払期日を各々1か月間延長いたします。

※支払期日が休日の場合は、その翌日いたします。

## (5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の減額措置について

電気設備が本災害のため復旧まで一時使用不能となったご契約について、被災日から平成31年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

